

給与規程

第1条（適用範囲）

この規程は、特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA（以下「当団体」という。）における就業規則に基づき、職員の給与について定めたものである。

2 前項以外の嘱託職員、契約職員、パートタイマー、アルバイト等など就業形態が特殊な者については、この規程は適用せず、その者に適用する規程もしくは個別の契約等の定めによる。

第2条（賃金の構成）

賃金の構成は次のとおりとする。

（1）賃金

基準内賃金

1. 基本給
2. 諸手当（役職、専門職、調整手当）

基準外賃金

1. その他の手当（臨時に支払われる賃金、その他の基準外手当）

第3条（賃金形態）

賃金は、原則として、月給制とする。

2 但し、休職、休業、欠勤及び遅刻・早退などにより就業規則に定める所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、別に定めがある場合を除きその休業した時間に対応する賃金は支給しない。

3 管理監督者（労働基準法第 41 条第 2 号の監督若しくは管理の地位（経営者と一体的な立場）にある者については、遅刻・早退について、減額は行わない。

第4条（賃金締切日と支払日）

賃金は、15 日から翌月 14 日に締切るものを計算し月末日（支払日が金融機関の非営業日のときはその前日）に支払う。

2 第 1 項の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

1. 職員の死亡による退職のとき
2. 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病に罹り、災害を受け、又は職員の収入によって生計を維持している者が死亡した為、費用を必要とするとき
3. 職員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上にわたって帰郷するとき
4. その他やむを得ない事情があると当団体が認めたとき

第5条（賃金の計算方法）

所定労働時間の全部又は一部を休職、休業、休暇、欠勤及び遅刻・早退により労務の提供を行わなかった場合においては、次の算定式により賃金を支給する。但し、一賃金支払期間において出勤がない場合は、支給は行わない。

2 前項において、賃金期間の中途に入社、退社、休業、休職、復職した場合、所定労働時間の全部を休業した場合においては、次の算定式により計算した額を支給する。但し、欠勤については減額する。

3 所定労働時間の一部を休業した場合（遅刻、早退、私用外出）においては、次の算定式により計算した額を当月の賃金分から減額する。尚、端数は円未満を四捨五入とする。

第6条（賃金の支払方法）

賃金は職員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込む。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは支払いのとき控除する。但し、第6号以下については、職員等の過半数代表者との書面による控除協定に基づいて行うものとする。

1. 給与所得税
2. 住民税
3. 健康保険料（介護保険料も含む）
4. 厚生年金保険料
5. 雇用保険料
6. その他、当団体と職員等で協議のうえ、協定して定めた諸控除金
7. その他職員から徴収委託があり、当団体が認めたもの

3 給与の過払いがあった場合に、後に支払われるべき賃金から控除するという適正な賃金の額を支払うための手段たる相殺（調整的相殺）は、前項によって除外される場合に当たらない場合も行うことができる。但し、当団体は当該賃金控除の行使の時期、方法、金額等からみて職員の経済生活の安定を脅かすことのないよう努めるものとする。

第7条（規程の改廃等）

この規程は、法律改正、当団体の経営状況又は社会情勢の変化等により必要と認め たときは、規程内容を変更することがある。

附則

この規程は、令和2年3月5日から施行する。